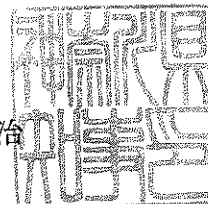


水第1460号
令和3年7月14日

神奈川県漁業調整委員会 会長 櫻本 和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



小型まき網漁業に係る制限措置の制定及び申請期間について（諮問）

神奈川県漁業調整規則第12条第3項の規定に基づき、別紙のとおり定めたいので、貴委員会の意見を求めます。



漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、神奈川県漁業調整規則第5条第1項第1号の漁業に関する神奈川県漁業調整規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

また、許可の有効期間を令和8年9月30日までとする。

許可又は起業の認可をすする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすする船舶等の数	許可又は起業の認可をすする船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすすべき漁業者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間
小型まき網第1種漁業及び小型まき網第2種漁業	1	5トンの申請のあった総トン数	申請のあった馬力数	東京内湾の神奈川県海面	1月1日から12月31日まで	横浜市中区に漁業根拠地（許可を受けようとする漁業の操業又は許可を受けようとする漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠地となる地をいう。以下同じ。）を有する者	火光を利用しない。	令和3年8月16日から同年9月15日まで
	2					横浜市金沢区に漁業根拠地を有する者	1 火光を利用してはならない。 2 そうまきでの操業とする。 3 指定した船舶と以外の船舶と	

									操作してはならない。	
漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間		
小型まき網第1種漁業及び小型まき網第2種漁業	8	5トンの未満の申請のあった総トン数	申請のあった馬力数	横須賀市津久井地先から川崎市地先に至る神奈川県海面	1月1日から12月31日まで	横須賀市平成町又は同市大津町若しくは同市走水に漁業根拠地を有し、かつ操業区域に含まれる共同漁業権の漁場の区域において小型まき網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者に受忍さ	1 火光を利用してはならない。 2 2 そうまきでの操業とする。 3 指定した船舶以外の船舶と操業してはならない。	令和3年8月16日から同年9月15日まで		

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間
小型第1種 網第1種 漁業及び 小型第2種 網第2種 漁業	2	5トン未満の申請があった総トン数	申請のあった馬力数	(第1種) 三浦市南下浦町、 三浦市灯台と 三浦市千葉 の 三浦市鐘崎と の 三浦市線以北 の 三浦市神奈 川海面 (第2種) 横須 賀市津久井地 先から川崎市 地先に至る神 奈川海面	1月1日から 12月31日まで	横須賀市鴨居に漁業 根拠地を有し、かつ 操業区域に含まれる 共同漁業権の漁場の 区域において小型ま き網漁業を営むこと について当該漁業権 の漁業権者に受忍さ れている者	1 火光を利用し てはならない。 2 2 そうまきで の操業とする。 3 指定した船舶 以外の船舶と 操業してはな らない。	令和3年 8月16日 から同年 9月15日 まで

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可をすべき期間
小型第1種 網漁業及び 小型第2種 網漁業	1	5トン未満の申請があった総トン数	申請のあった馬力数	東京内湾の神奈川県海面	1月1日から12月31日まで	横須賀市佐島に漁業根拠地を有し、かつ操業区域に含まれる共同漁業権の漁場の区域において小型まき網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者に受忍されている者	火光を利用してはならない。	令和3年8月16日から同年9月15日まで
	1			共第11号共同漁業権の漁場の区域のうち辻堂西海岸地先の海面	9月1日から10月31日まで			

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間
小型第1種 網漁業 及び 小型第2種 網漁業	1	5トン未満の申請した総トン数	申請のあった馬力数	藤沢市と鎌倉市との境界線と最大高潮海岸線との交点から真方位187度8.8分の線以西でかつ藤沢市と茅ヶ崎市との境界線と最大高潮海岸線との交点から真方位191度13.1分の線以東の海面	1月1日から12月31日まで	藤沢市片瀬海岸に漁業根拠地を有し、かつ操業区域に含まれる共同漁業権の漁場の区域において小型まき網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者に受忍されている者	1 火光を利用してはならない。 2 地びき網漁業の操業を妨げてはならない。	令和3年8月16日から同年9月15日まで

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間
小型まき網第1種漁業	2	5トン未満の申請あった総トン数	申請のあった馬力数	神奈川県海面	1月1日から12月31日まで	横須賀市佐島に漁業根拠地を有し、かつ操業区域に含まれる共同漁業権の漁場の区域において小型まき網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者に受忍されている者	1 火光を利用してはならない。 2 2 そうまきでの操業とする。 3 指定した船舶以外の船舶と操業してはならない。	令和3年8月16日から同年9月15日まで

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間
小型第2種網漁業	10	5トン未満の申請した総トン数	申請のあった馬力数	横須賀市津久井地先から川崎市地先に至る神奈川県海面	1月1日から12月31日まで	横須賀市平成町又は走水に漁業根拠地を有し、かつ操業区域に含まれる共同漁業権の漁場の区域において小型まき網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者に受忍されている者	1 火光を利用してはならない。 2 2 そうまきでの操業とする。 3 指定した船舶以外の船舶と操業してはならない。	令和3年8月16日から同年9月15日まで

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間
小型第4種網漁業	1	5トン未満の申請あった総トン数	申請のあった馬力数	横須賀市猿島と第2海堡見通し線から三浦市南浦下浦と千代郡葉安房郡南見通し線までの神奈川県	1月1日から12月31日まで	横須賀市鴨居に漁業根拠地を有し、かつ操業区域に含まれる共同漁業権の漁場の区域において小型まき網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者に受忍されている者	火光を利用してはならない。	令和3年8月16日から同年9月15日まで

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間
小型まき網第5種漁業	1	5トン未満の申請があった総トン数	申請のあった馬力数	逗子市小坪から平塚市に至る神奈川県	1月1日から12月31日まで。ただし、平塚市地先における操業時期は、10月1日から翌年7月15日までとする。	藤沢市片瀬海岸に漁業根拠地を有し、かつ操業区域に含まれる共同漁業権の漁場の区域において小型まき網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者に受忍されている者	1 火光を利用してはならない。 2 平塚市地先では夜間(日没から日の出までの間)操業してはならない。 3 地びき網漁業の操業を妨げてはならない。	令和3年8月16日から同年9月15日まで

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間
小型ままき網第5種漁業	1	5トン未満の申請のあった総トン数	申請のあった馬力数	藤沢市江の島以西、山王川に至る神奈川県海面	1月1日から12月31日まで。ただし、平塚市以西の地先における漁業時期は、10月1日から翌年7月15日までとする。	茅ヶ崎市に漁業根拠地を有し、かつ操業区域に含まれる共同漁業権の漁場の区域において小型ままき網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業者に受忍されている者	1 火光を利用してはならない。 2 平塚市以西の地先では夜間(日没から日の出までの間)操業してはならない。 3 大磯町以西の地先では、きすを目的として操業してはならない。 4 地びき網漁業の操業を妨げてはならない。	令和3年8月16日から同年9月15日まで